公害防止用資産	構築物	一八				
	機械及び装置	五				
開発研究用資産	建物及び建物附属設備		建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁遮蔽室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五		
	構築物					
	風洞、試験水槽及び防壁	五				
	ガス又は工業薬品貯槽、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七				
	工具	四				
	器具及び備品					
	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四				
	機械及び装置					
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七				
	その他のもの	四				
	ソフトウェア	三				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公害防止用資産	構築物	一八				
	機械及び装置	五				
開発研究用資産	建物及び建物附属設備		建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁遮蔽室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五		
	構築物					
	風洞、試験水槽及び防壁	五				
	ガス又は工業薬品貯槽、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七				
	工具	四				
	器具及び備品					
	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四				
	機械及び装置					
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七				
	その他のもの	四				
	ソフトウェア	三				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。